

【件名】

インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その４３：ビザ延長手続きの無料化期間の再延長）：在インド日本国大使館

【ポイント】

●インド政府によると、５月９日現在のインド国内感染者の合計は５９，６６２例（死亡１，９８１例）となっています。

●５月６日、インド政府は、２月１日以降に失効した、または失効するインド滞在中の外国人のビザの延長手続きに関して、国際旅客航空便の禁止が解除された日から最長３０日間、無料で延長する旨を発表しました（注：従来は５月３日までが対象期間とされていたもの）。延長が許可された期間中に出国する場合は、罰則の対象とならないとのことです。

今後、臨時便による日本帰国など出国を予定されている方は、必ず出国までに外国人登録事務所（FRR0/FRO）のウェブサイト上で延長手続き、または出国許可手続きを完了し、必要な許可を取得してから出国してください。

【本文】

（前回（その４２）の領事メールからの主な更新部分は下記１～２です。）

１ インド政府によると、５月９日現在のインド国内感染者の合計は、５９，６６２例（死亡１，９８１例）となっています。州ごとの内訳等は以下をご覧ください。

<https://www.mohfw.gov.in/node/4904/>

２ ５月６日、インド政府は、新たなインド滞在中の外国人のビザの延長手続きについて発表しました。

（インド政府広報局ウェブサイト関連部分）

<https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1621287>

（１）２０２０年２月１日からインド発の国際旅客航空便の禁止がインド政府によって解除される日までの期間中に、ビザが失効した、または失効するインド滞在中の外国人のビザは、オンラインによる延長申請によって、インド発の国際旅客航空便の禁止が解除された日から最長３０日間、無料で延長され、延長が許可された期間中に出国する場合は、罰則の対象とならないとのことです。また、延長申請ではなく、出国許可申請を行った場合も同様に処理されるとのことです。

（２）延長が必要な方は、管轄する外国人登録事務所（FRR0/FRO）に対し、以下のURLからオンラインで申請する必要があります。

<https://indianfrro.gov.in/eservices/home.jsp>

(3) 国際旅客航空便の禁止解除日の判明以前に延長申請を行う必要があるか否かについて、外国人登録事務所（FRRO）は、延長申請は同解除日が判明後に行うことで差し支えなく、また、現時点で延長申請をした場合は、6月30日までの延長が許可される見込みであると説明しています。

(4) 今後、臨時便による日本帰国など出国を予定されている方は、必ず出国までに外国人登録事務所（FRRO/FR）のウェブサイト上で延長手続き、または出国許可手続きを完了し、必要な許可を取得してから出国してください。

3 当面の間、在インド日本国大使館は原則として大使館員がテレワークで勤務しています。在留邦人の皆様を含む外部からの電話でのお問い合わせについては転送システムにより大使館員が対応いたします。なお、領事窓口業務については予約制を導入しています（詳しくは当館ホームページをご覧ください）。

<https://www.in.emb-japan.go.jp/files/100044247.pdf>

4 各州政府は感染ホットスポット周辺を封じ込めゾーン(containment zone)に指定し、封鎖措置をとっています。今後もホットスポットは増える可能性があるところ、邦人の皆様におかれては、州政府発表や報道等でご確認の上、行動にご注意下さい。

また、インド政府はロックダウン措置の5月17日までの延長を発表しています。新たなロックダウンのガイドラインでは、レッド・ゾーン、オレンジ・ゾーン、グリーン・ゾーンで規制内容、許可される活動が異なりますが、引き続き、国内線・国際線・鉄道による旅客の移動、メトロ、個人による州間移動、映画館・ショッピングモールの営業等は、ゾーンに関係なく、特別な場合を除きインド国内全土で禁止が継続されます。

(インド内務省発表：ロックダウン中の行動に関するガイドライン)

<https://www.mha.gov.in/sites/default/files/MHA%20Order%20Dt.%201.5.2020%20to%20extend%20Lockdown%20period%20for%202%20weeks%20w.e.f.%204.5.2020%20with%20new%20guidelines.pdf>

5 在留邦人、インドご滞在中の皆様におかれては、以下の点にご注意の上、最新情報の入手に努めてください。今般の新型コロナウイルス拡大に伴うインド政府のロックダウン措置により邦人の皆様の中で困っていることや悩んでいることがあれば、本メール末尾の大使館問い合わせ先にご連絡ください。

(1) 中央政府及び地方政府が感染予防のための措置を引き続き強化しており、制度が突然変更される可能性もありますので、十分注意して行動してください。

(2) 在インド日本国大使館では在留邦人の皆様からの保健相談を受け付けるための窓口を設置しています。

jpemb-hokensoudan@nd.mofa.go.jp

ご利用に際しての詳細は、以前の領事メールをご覧ください。

(3) ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

- ・アルコール系手指消毒薬または石鹼と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に手洗いをする。
- ・咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いをを行う。

(各種情報が入手できるサイト)

インド政府広報局ホームページ

<https://pib.gov.in/indexd.aspx>

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

https://twitter.com/MoHFW_INDIA

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

在日インド大使館ホームページ

https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(お問い合わせ先)

在インド日本国大使館

電話：011-4610-4610 (代表)

email：jpemb-cons@nd.mofa.go.jp